

地域計画外の農地、
どうしよう…?

最適土地利用総合事業が
使えない地域だった…

小さな荒廃農地も再生
したいけど支援がない…

こんなお悩み解決を支援します！

農山漁村振興交付金

最適土地利用総合対策 令和8年度拡充

荒廃農地再生支援事業

BEFORE

活用イメージ

AFTER

雑草

有害鳥獣

病害虫

小さな農地も、荒廃すると
様々なトラブルの温床に…



完全に荒廃する前に、
農地を再生！

荒廃農地再生事業のポイント

機動的に荒廃農地を解消可能！

POINT
01

小規模な荒廃農地
の再生を支援

200万円未満の事業に特化した支援だから、小規模な荒廃農地の解消ニーズにも対応が可能！今こそ小さな農地を再生するチャンス！

POINT
02

面積・地域要件
なしで申請可能

面積要件や地域要件の設定なし！中山間地域等に該当しない農地も、当事業に申請が可能！幅広い自治体にご利用いただけます！

POINT
03

荒廃農地再生や簡
易基盤整備に対応

支障物撤去や除礫などの荒廃農地再生等整備や、農道や整理といった簡易基盤整備等にも活用可能！幅広い作業に対応できる、柔軟な制度です！

☎03-6744-2665

お問合せ

農林水産省 農村振興局 地域振興課

荒廃農地活用推進班（受付 9:30～18:15）

詳しくはHPへ

最適土地利用総合対策

検索



詳細は
裏面へ

事業概要

事業主旨 地域の合意形成の妨げとなっている荒廃農地を整備することにより、土地利用の円滑化及び農地の維持・保全を図る取組です。

実施主体 ① 市町村 ② 事業対象農地を耕作する者 ③ 事業対象農地の所有者 が実施主体となります。
※②は、地域の合意形成により、対象農地を耕作するとみなされた者等が対象です。
※③は、地域の合意形成により、耕作する者へ権利移動することが確実な場合が対象です。

事業期間 1年以内

実施要件 再生支援の対象となる荒廃農地は、次のとおりです。
○ 農振農用地区域内の農地（農振青地）等
○ 賃借権・使用賃借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地
上記を満たすもののうち、以下の農地が対象
① 地域計画の範囲外にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
② 地域計画の範囲内にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地のうち黄色区分※1）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
※1「農地法の運用について」の制定について第3の1の（3）ア（ウ）bに規定される、「草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」に該当するもの。
※中山間地域の指定などの地域要件や面積要件はありません。

事業完了後の要件

- 5年以上の耕作が必要です。
- 3年以内に地域計画に位置付ける必要があります。
- ※原則として1年以内の事業のみが対象ですが、検討状況を報告のうえ、完了後3年以内に必ず位置付ける必要があります。

事業内容

1 荒廃農地再生支援事業

交付率：事業費×1/2 事業費：200万円未満

1-A 荒廃農地再生等整備

I 刈払・伐根 / II 集積・運搬 / III 除礫 / IV 耕起・整地 / V 土壌改良 / VI 支障物撤去
※Vは、定額32,000円/10a×整備面積の金額を助成します。

1-B 簡易基盤整備

I 農業用排水施設 / II 農道 / III 暗渠排水 / IV 客土 / V 区画整理 / VI 農地等整備
※IVは、定額25,000円/10a×整備面積の金額を助成します。
※VIには、法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等の事業が含まれます。

2 再生推進事業 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

交付率：事業費×1/2と10万円×事業実施市町村数のうち、いずれか少ない額を交付します。

※再生推進事業の事業費は、1 荒廃農地再生支援事業の事業費には含まれません。

2-A 農用地利用調整

荒廃農地の再生利用等を目的とした農用地に係る利用調整、荒廃農地等の受け手・出し手間の調整や調整に係る関係機関との連携、地域計画に係る調整に関する取組等

2-B 事業指導・助言等

交付対象事業に係る計画や実施状況、実施結果に係る審査・検査・現地確認・指導・助言等

2-C その他本事業に必要な事務費